

## 落札者決定基準

(三国ヶ丘地区・JR 堺市駅周辺地区堺市バリアフリー基本構想改定等検討支援業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する三国ヶ丘地区・JR 堺市駅周辺地区堺市バリアフリー基本構想改定等検討支援業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \text{(500 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \text{(200 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \text{(300 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「⑥当事者や住民参加の必要性の理解」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 200 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が180点未満の場合は、失格とする。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①業務実施体制	業務を着実かつ円滑に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか。また、業務実施者は業務を遂行にあたって、必要な知識や資格等を有しているか。	45点	9	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
②業務実施スケジュール	業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進められることが期待でき、かつ、現実的であるか。	40点	8		
③業務実績	業務実績から、業務の確実な履行が期待できるか。過去における実績が豊富で十分な成果が期待できるか。なお、実績回数や業務内容数のみで判断するわけではなく、契約相手方の規模等も勘案して評価する。	40点	8		
④制度・背景の理解	国等の方向性やガイドライン等を正しく理解しているか。また、バリアフリーに関する近年の動向を把握し、これらも踏まえた提案がされているか。	35点	7		
⑤本市の現状、評価・見直しを実施する地区の現状や課題	本市及び評価・見直しを実施する地区の現状を把握・分析した提案をしているか。また、バリアフリー化を推進していく上での課題をよく理解しているか。	40点	8		
⑥当事者や住民参加の必要性の理解	障害・高齢等の当事者参加や住民の参画の必要性を正しく理解しているか。その必要性を踏まえ、バリアフリー点検調査活動（現地調査）及び意見交換会もしくはワークショップについて、意見を効果的かつ現実的に反映できる提案がなされているか。本業務を実施する上で多様な当事者に提供可能な情報保障についても提案がなされているか。	70点	14		
⑦進行管理、評価手法	本業務の進行管理や評価の手法に実現性、継続性が期待できる内容となっているか。	30点	6		
		300点（満点）			点（得点）